口座情報連携サービス利用規定

第1条 口座情報連携サービス

- 1. 口座情報連携サービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、お客さまが、株式会社群馬銀行(以下、「当行」といいます。)が別途定める「ぐんぎんID利用規定」における「ぐんぎん ID」(以下、「ぐんぎんID」といいます。)に登録した口座に関して当行が保有する情報(以下、「口座情報」といいます。)を、次条に定める外部事業者が提供する各種サービス(以下、「外部サービス」といいます。)でご利用いただけるしくみです。
- 2. 本規定は、本サービスを利用するお客さま(以下、「利用者」といいます。)の依頼に基づき、 当行が外部事業者に口座情報を提供・開示することに関し適用されます。
- 3. 外部事業者に口座情報へのアクセスを許可する期間は最大180日間とし、その期間を越える場合は、再度利用者の同意が必要となるものとします。

第2条 外部事業者

- 1. 「外部事業者」とは、WEBサービス等を運営する事業者のうち、当行が口座情報の提供を許諾している事業者をいいます。
- 2. 利用者が外部サービスを利用される場合、当該サービスを提供する外部事業者にサービス利用の申込みを行うものとします。

第3条 外部事業者に提供する口座情報

本サービスにおいて、当行が外部事業者に提供する口座情報は以下のものとします。

- ① ぐんぎんIDに登録された代表口座およびサービス利用口座の店番号、口座種別、口座番号
- ② 前号の口座にかかる残高、入出金明細情報等

第4条 利用の停止または終了

- 1. 利用者が外部事業者への口座情報の提供の停止を希望する場合は、ぐんぎんIDにログインし、当 行所定の手続きを行うことで、連携を停止することができます。
- 2. 外部事業者に口座情報を提供する口座を変更する場合は、当行所定の手続きを行うものとします。
- 3. ぐんぎんIDを退会した場合、または、ぐんぎんIDの代表口座が解約された場合は、本サービスの利用も終了するものとします。また、利用口座が解約された場合は、その口座にかかる本サービスを終了するものとみなします。
- 4. 利用者がぐんぎんIDの利用を停止した場合、本サービスの利用も停止されるものとします。
- 5. 前各号の規定にかかわらず、当行が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、 当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することができる ものとします。

第5条 サービスの停止または終了、内容変更等

- 1. 当行は、利用者に事前の通知およびいかなる補償をすることなく、本サービスの全部または一部を、いつでも停止または終了できるものとします。
- 2. 当行は、利用者に事前の通知およびいかなる補償をすることなく、本サービスの内容および利用条件の追加、変更を行うことができるものとします。

第6条 免責事項

- 1. 外部サービスは、当行ではなく外部事業者が提供するものであるため、外部サービスを利用したこと、または、利用できなかったことによって利用者に生じた損害、損失、費用等の賠償および補償については、利用者と外部事業者との間で解決されるものとします。
- 2. 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第7条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、各種定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、総合口座取引規定、ぐんぎんWEB口座特約、各種カードローン規定、振込規定、投資信託にかかわる各種規定、非課税上場株式等管理に関する規定、インターネットバンキング利用規定、インターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定、インターネット支店取引規定、ぐんぎんアプリ利用規定、ぐんぎんID利用規定等、その他諸規定に従って取扱うものとします。

第8条 規定の変更

本規定の各条項は、法令の変更、本サービスにかかる仕様の変更、その他当行が必要と認める場合には、利用者に個別に通知することなく、変更できるものとします。この場合、ホームページ等への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

第9条 準拠法·合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する紛争については、前橋地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上